

第1章 計画の策定にあたって

1-1. 計画策定の方針

(1) 第1次日進市環境基本計画と日進市環境まちづくり基本条例

① 第1次日進市環境基本計画

日進市(以下「本市」という。)では、2001～2003年度の3年をかけて、市民と市職員との共働で「第1次日進市環境基本計画(以下「第1次計画」という。)」の策定に取り組みました。

第1次計画は、良好な環境を保全しながら、誰にとっても暮らしやすく誇りと愛着を感じることできる「日進」となるよう、持続可能な環境の将来像と、その実現のために必要な具体的行動をまとめたもので、2004年3月に策定しました。

第1次計画は、計画期間を20年間として長期目標を定め、2008年度と2013年度に二度の見直しを行いました。



② 日進市環境まちづくり基本条例

本市では、2004年9月に「日進市環境まちづくり基本条例」を制定し、2005年1月より施行しています。

この条例の前文で、『すべての市民は、良好な環境の恵みにより健康で、安全で、しかも文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全し、さらには快適な環境を創りだしながら、これを将来の世代に引き継ぐべき義務を担っています。』と謳い、すべての市民が良好な環境の恵みを受取る権利と、将来世代に継承する義務をもつことを明記しています。

併せて、第14条において、環境まちづくり施策を総合的で計画的に推進するため、市民等と共働して環境基本計画を策定しなければならないと規定し、環境基本計画の策定と公表を義務づけています。

このように、日進市環境基本計画は、「日進市環境まちづくり基本条例」に準拠する計画であり、本市の環境まちづくり施策に関わる最も基本となる計画です。

日進市環境まちづくり基本条例

2004年9月制定

(環境基本計画)

第14条 市長は、環境まちづくり施策を総合的で計画的に推進するため、市民等と共働して日進市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければなりません。

2 環境基本計画は、環境まちづくりについて、次に掲げる事項を定めます。

(1) 目指すべき環境像

(2) 環境像を実現するための施策の大綱

(3) 環境基本計画の推進に必要な事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境まちづくりに関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画の見直しにあたっては、市民等の参画と協力が得られるよう必要な措置をとらなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときや変更したときは、速やかに公表しなければなりません。

(2) 第1次計画の特徴と課題

第1次計画は、2001～2003年度の3年をかけてつくりあげた計画でした。

計画策定を経て生まれた市民団体に加えて、その後も新たな市民団体が生まれるといった好循環をもたらし、今も多くの市民団体が活動しています。市民活動を活発化する起点となったという点は、第1次計画の大きな成果であったと言えます。

一方、第1次計画は、着実な取り組みの成果として指標が改善した項目も見られたものの、目標を達成した進行管理指標は2022年度時点で27%となっています。20年間という長期間の計画であったことから、市の施策・事業に柔軟に対応できないものが生じてきたこと、指標の目標設定に現実的でないものがあったことなどが達成率が低迷した理由の一つとして考えられます。

このことから、指標の妥当性や有効性について検証が必要となってきたこと、また、第1次計画は対象分野が広く多岐にわたるものでしたが、この20年間に他の行政分野で個別計画が策定されるなど、それぞれに推進体制も整備されてきた結果、環境基本計画の対象を再整理する必要が生じてきたことなど、いくつかの課題が顕在化してきました。

さらに市民参加の視点では、担い手不足、資金不足等が要因で活動を継続することが困難となった団体もありました。こうした状況を踏まえた見直しが十分ではなかったことも課題の一つです。

表 1-1-1 第1次計画の進行管理指標の達成状況

分野	分野別計画		進行管理指標の達成数			
			指標数	2020年度	2021年度	2022年度
水	A	川や池の水と水辺	5	1	1	1
	B	水の風景・水資源	3	0	0	0
緑	C	里山と息づく動植物	4	1	1	1
	D	農のある暮らし	4	0	1	1
	E	緑のネットワーク	3	0	0	0
まち	F	生活環境	6	3	3	3
	G	まちなみ・まちかど	3	0	0	0
	H	みちと足	3	1	1	1
ライフスタイル	I	暮らし全般・エネルギー	5	1	1	1
	J	生活と廃棄物	5	2	1	1
コミュニティ	K	コミュニティ	4	1	1	1
遊びと学び	L	遊びと学び	4	2	3	3
			49	12	13	13
			達成率	24%	27%	27%

(3) 第2次日進市環境基本計画の策定方針

第2次日進市環境基本計画(以下「本計画」という。)は、第1次計画の課題を踏まえ、以下の方針のもと策定しています。

① 計画の基本構成の見直し

国、愛知県や他自治体がそれぞれ策定する「環境基本計画」の施策体系と同様の体系に見直しました。それにあわせて、他の個別計画がカバーする分野については、整理・統合を図っています。

また、これまで、環境基本計画とは別に「地球温暖化対策実行計画」を策定していましたが、本計画と一体的に策定することとし、計画を統合しました。

表 1-1-2 第1次計画・第2次計画の体系図比較

第1次計画の体系図			第2次計画の体系図	
分野	分野別計画		環境目標1	脱炭素社会づくり
水	A	川や池の水と水辺		
	B	水の風景・水資源		
緑	C	里山と息づく動植物	環境目標3	自然共生社会づくり
	D	農のある暮らし		
	E	緑のネットワーク		
まち	F	生活環境	環境目標4	安全が確保される社会づくり
	G	まちなみ・まちかど		
	H	みちと足		
ライフスタイル	I	暮らし全般・エネルギー		
	J	生活と廃棄物		
コミュニティ	K	コミュニティ		
遊びと学び	L	遊びと学び		

② 計画期間の見直し

第1次計画は計画期間を 20 年と定めていましたが、将来への予見不確実性が大きいこと、社会経済情勢や市の施策変更に柔軟に対応していく必要があること等を踏まえ、第6次日進市総合計画の期間(2021~2030 年度)及び国の地球温暖化対策計画(2021 年 10 月 22 日閣議決定)における目標年度(2030 年度)にあわせ、計画期間を 2030 年度までとしました。

③ 指標の見直し

指標の妥当性や有効性について検証し、目標数値を設定しました。

1-2. SDGsと環境基本計画

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。

SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは、身近な地域社会においても総合的に取り組む必要があるという共通認識のもとで、行政、事業者、個人等が協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

本計画もSDGsの考え方を踏まえて策定しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



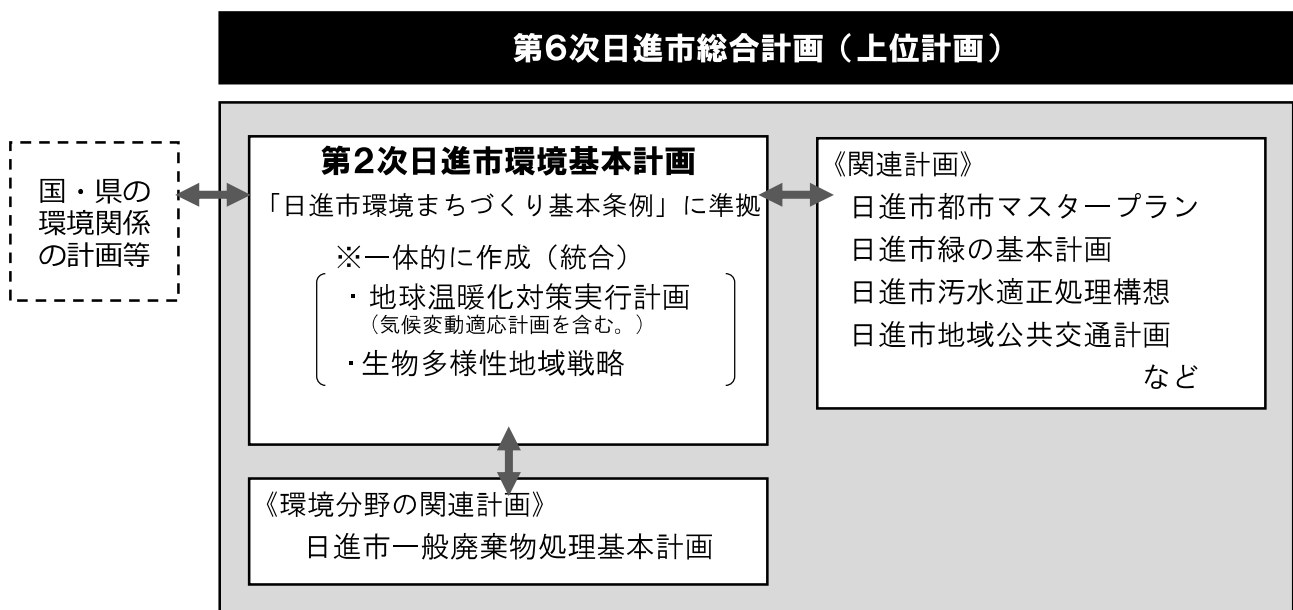
1-3. 計画の位置づけと上位・関連計画

本計画は、「第6次日進市総合計画」を上位計画とし、これと整合性を図りながら、環境分野に係る行政施策・取組を補完し、より具体的に施策体系・取組を明らかにするものとなります。

なお、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を包含し、一体的に作成しています。

本市で策定するその他の行政計画については、本計画との整合性を図っていきます。

また、国や愛知県が策定する環境関係の計画や戦略の内容も踏まえて策定しています。



《参考》国・愛知県の計画・戦略等

国
<p>(関連法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・気候変動適応法 ・生物多様性基本法 など <p>(計画・戦略等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次環境基本計画 (2018.4) ・地球温暖化対策計画 (2021.10) ・気候変動適応計画 (2021.10) ・生物多様性国家戦略 2023-2030 (2023.3)

愛知県
<p>(条例等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県環境基本条例 ・愛知県地球温暖化対策推進条例 <p>(計画・戦略等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5次愛知県環境基本計画 (2021.2) ・あいち地球温暖化防止戦略 2030 改訂版 (2022.12) ・愛知県気候変動適応計画 (2022.12) ～あいち地球温暖化防止戦略 2030 改訂版別冊～ ・あいち生物多様性戦略 2030 (2021.2)

第5次環境基本計画の概要(環境省)

(現状・課題認識)

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は相互に関連・複雑化
- SDGs、パリ協定等、時代の転換点ともいえる国際的潮流

(持続可能な社会に向けた基本的方向性)

- SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化
 - ・環境政策による、経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組む
 - ・将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用
 - ・各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化
 - ⇒これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）を目指す

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、自立・分散型の社会を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、支え合う



(施策の展開)

- 分野横断的な6つの「重点戦略」を設定
 - ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
 - ②国土のストックとしての価値の向上
 - ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
 - ④健康で心豊かな暮らしの実現
 - ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
 - ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築
- 環境政策の根幹となる環境保全の取組は、「重点戦略を支える環境政策」として揺るぎなく着実に推進
 - 気候変動対策／○循環型社会の形成／○生物多様性の確保・自然共生／
 - 環境リスクの管理／○基盤となる施策（環境影響評価、環境教育・環境学習等）／
 - 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

第5次愛知県環境基本計画の概要(愛知県)

(計画の目標)

- SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する「環境首都あいち」

(目指すべき姿)

- 環境の各分野の統合的向上 ……日本一環境にやさしいあいち
- 環境と経済の統合的向上 ……環境と経済成長が好循環しているあいち
- 環境と社会の統合的向上 ……地域が活性化している魅力あるあいち



(目標実現に向けた環境施策展開の考え方)

- 5つの重点的な取組分野（地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくり）に引き続き取り組む
- 次の4つの考え方を重視し、環境施策を展開
 - 複数の課題の統合的解決
 - 新たな課題への的確・迅速な対応
 - 「行動する人づくり」の推進
 - 連携・協働による施策の展開

(重点施策)

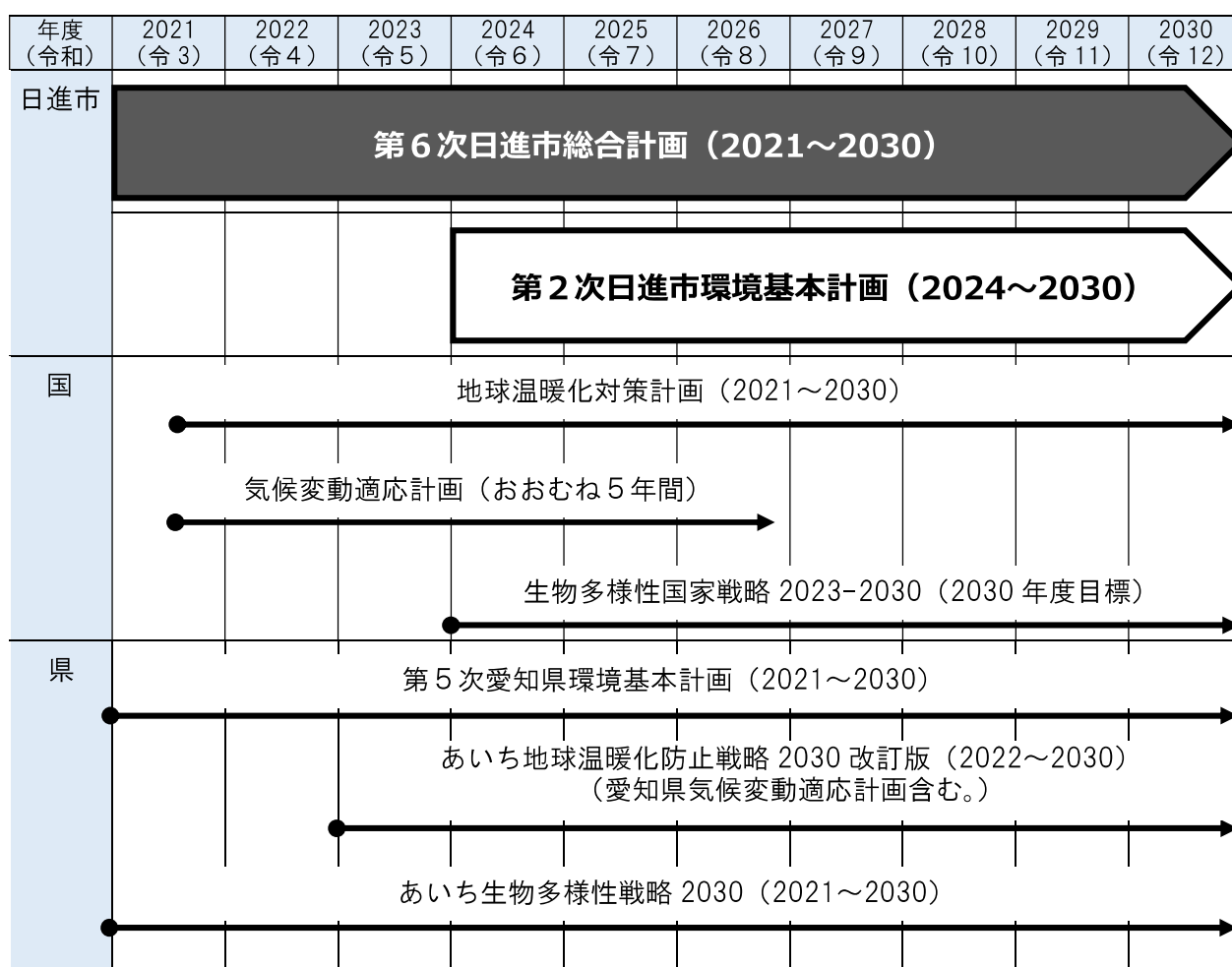
●地球温暖化対策	①再生可能エネルギー導入の拡大・徹底した省エネルギーの促進と環境産業の振興 ②次世代自動車の普及拡大
●自然との共生	③「あいち方式 2030」推進プラットフォームの構築
●資源循環	④地域循環圏づくり ⑤プラスチックごみゼロ ⑥食品ロス削減
●安心・安全の確保	⑦海域の生物多様性や水産資源の生産性を考慮した水質改善
●行動する人づくり	⑧SDGsの普及促進 ⑨誰もが学べるあいちの環境学習による人材育成と自主的取組の促進

1-4. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次日進市総合計画」との整合性を図り、最終年度（計画目標年度）を2030年度とします。

国の地球温暖化対策計画や生物多様性国家戦略などの環境分野に関わる計画・戦略は計画の最終年度を2030年度と設定しており、これに準じて愛知県の計画・戦略も2030年度を目標年度に設定しています。

本計画は、こうした関連計画と歩調を合わせて、施策を推進していくこととします。

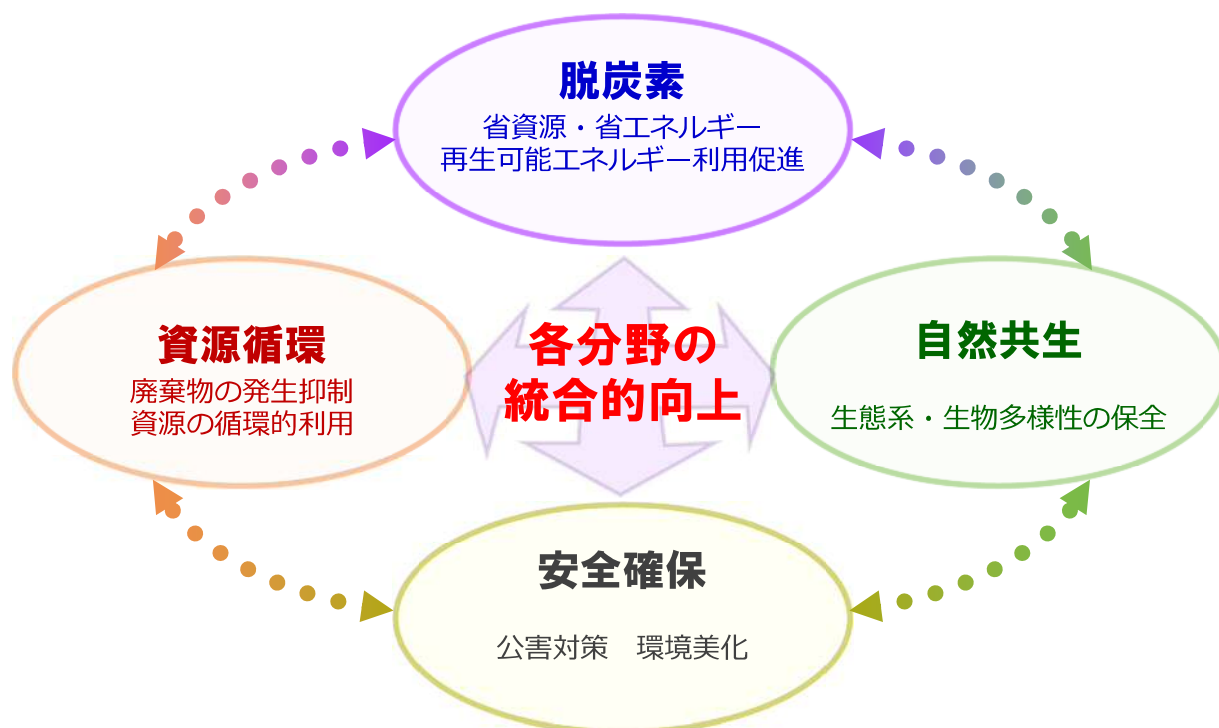


1-5. 対象とする環境の範囲・対象区域

(1) 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

- ・ 省資源・省エネルギー、再生可能エネルギーの利用促進など、脱炭素社会づくりに関すること。
- ・ 廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用など、循環型社会づくりに関すること。
- ・ 生態系・生物多様性や水・緑の保全など、自然共生社会づくりに関すること。
- ・ 騒音・振動、悪臭等の公害対策や環境美化など、安全が確保される社会づくりに関すること。



※ 各分野の統合的向上:安全確保はもとより、脱炭素、資源循環、自然共生の各分野が連携しながら、複数の異なる分野の課題の統合的な解決を図ることを目指します。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は本市全域とします。ただし、自然共生社会づくり(生物多様性地域戦略)において、生き物の生息域のまとまりは行政区分にとどまらない場合もあるため、必要に応じて、国や県、周辺自治体と連携して推進します。また、脱炭素社会づくり(地球温暖化対策実行計画)においては、本市の活動に起因する二酸化炭素の排出を対象とします。